

Title	北朝鮮に対する国連による経済制裁についての一考察
Sub Title	An observation on economic sanctions by the United Nations against North Korea
Author	斎藤, 直樹(Saito, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2017
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 (The Hiyoshi review of the humanities). No.32 (2017.) ,p.79- 92
JaLC DOI	
Abstract	This article is designed to examine whether economic sanctions by the United Nations against North Korea have affected North Korean economy by dealing with nuclear and ballistic missile developments by North Korea since the beginning of 2016.
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20170531-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

北朝鮮に対する国連による 経済制裁についての一考察

斎 藤 直 樹

Abstract:

This article is designed to examine whether economic sanctions by the United Nations against North Korea have affected North Korean economy by dealing with nuclear and ballistic missile developments by North Korea since the beginning of 2016.

2016年を通じ北朝鮮は大規模な軍事挑発を続けた。1月6日の第4回核実験とそれに続いた2月7日の長距離弾道ミサイル発射実験は世界を震撼させた。これに対し、3月2日に国連安保理事会決議2270が全会一致で採択され、北朝鮮への経済制裁が実施に移されたが、その実効性は曖昧かつ不透明であった。その後、9月9日に強行された第5回核実験に対し11月30日に決議2270を強化する内容を盛り込んだ安保理事会決議2321が全会一致で採択された。決議2270に続き決議2321と厳しい内容の決議が採択されているにもかかわらず、経済制裁の実効性には疑問符が依然として付いている。本稿は2016年の北朝鮮による核兵器及び弾道ミサイル開発と、それに対する決議2270と決議2321の採択を取り上げ、北朝鮮に対する経済制裁の実効性が挙げているのかどうか、もし挙げっていないとすればそれはどのような事由によるものなのかについて考察する。

従来の安保理事会決議と履行問題

2006年以降、北朝鮮の軍事挑発が本格化して以来、安保理事会では北朝鮮に対し経済制裁を盛り込んだ5件の決議が採択されてきた⁽¹⁾。しかしこれらの諸決議が実際に実効性を伴ったかとなると少なからずの疑義が残る。これらの諸決議は制裁の対象を兵器取引や金融取引の制限に力点を置いた。加えて経済制裁の履行はあくまで国連加盟国の自発的意思に委ねられた通り、加盟国に義務化されたものではなかった。

実際に経済制裁の実効性については常に疑問視されてきた。この点について、加盟国による制裁の履行は極めて不十分であることが2016年2月24日に公開された安保理事会の北朝鮮制裁委員会専門家パネルのよる報告書の中で明らかにされた⁽²⁾。同報告書は北朝鮮と貿易の関わりのある加盟国の多数はこれまで採択された諸決議に盛り込まれた禁輸措置を的確に実施していないと論じている。上記の報告書にある通り、北朝鮮に対する国連による経済制裁には顕著な実効性がみられていないのが現実である。

軍事挑発への対応

ところで、2016年1月6日に強行された北朝鮮による第4回核実験は世界をそれこそ震撼させた⁽³⁾。これに対し、中国、韓国、米国、日本、ロシ

(1) 五件の決議について以下を参照。安保理事会決議1695について、United Nations S/RES/1695 (2006) Security Council, (July 15, 2006.) 斎藤直樹『北朝鮮「終りの始まり」2001-2015』(論創社・2016年) 272-273頁。安保理事会決議1718について、United Nations S/RES/1718 (2006) Security Council, (October 14, 2006.) 前掲書『北朝鮮「終りの始まり」2001-2015』287-293頁。安保理事会決議1874の採択について、United Nations S/RES/1874 (2009) (June 12, 2009.) 前掲書『北朝鮮「終りの始まり」2001-2015』366-368頁。安保理事会決議2087の採択について、United Nations S/RES/2087 (2013) (January 22, 2013.) 前掲書『北朝鮮「終りの始まり」2001-2015』420頁。安保理事会決議2094の採択について、United Nations S/RES/2094 (2013) (March 7, 2013.) 前掲書『北朝鮮「終りの始まり」2001-2015』422-423頁。

(2) 同報告書について、United Nations S/2016/157, Security Council, (February 24, 2016.)

アなど6ヵ国協議（the Six Party Talks）の5つの参加国は一樣に怒りを露にした。ところが、それへの対応となれば、石油や食糧などの供給停止を含めた全面的な経済制裁を強硬に要求した韓国、米国、日本と、全面的な制裁に慎重な姿勢を堅持した中国やロシアの間で足並みが乱れた。特に厳しい経済制裁に踏み切った際の重大な跳ね返りを恐れる中国は消極的であった。貿易において中国へ圧倒的に依存する北朝鮮に対し石油や食糧などの供給を断つという策を中国指導部が実際に決断することになれば、金正恩（キム・ジョンウン）体制の根幹を揺るがしかねない事態を招きかねないことが推察されよう。数百万人にも上る難民の流出に始まりありとあらゆる事態が連鎖するように生じかねないからである⁽⁴⁾。これに対し、韓国は制裁に伴う跳ね返りがあるであろうにもかかわらず、毅然とした対応で臨んだ。

こうした温度差が関係諸国の間での綱引きを生み、核実験から一ヵ月以上も経ちながら、安保理事会会で決議の採択に至らなかった。この間隙に乘じるかのように金正恩指導部が強行したのが2月7日の長距離弾道ミサイル発射実験であった⁽⁵⁾。これは世界を改めて震撼させた。

独自制裁の実施

この間、韓国、米国、日本は強硬な経済制裁を内容とする安保理事会決議の採択を要求すると共に、決議がなかなか採択をみないことを念頭に置き、可能な範囲で独自制裁を科すことを決めた。韓国は強硬と思われる独自制裁に打って出た。朴槿恵（パク・クネ）政権は2016年2月10日、南北

(3) 第4回核実験に関する『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK Proves Successful in H-bomb Test,” *KCNA*, (January 6, 2016.)

(4) 難民の流入の可能性について、“3 million NK Refugees Expected in Crisis: BOK,” *Korea Times*, (January 26, 2007.)

(5) 長距離弾道ミサイル発射実験に関する『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK National Aerospace Development Administration Releases Report on Satellite Launch,” *KCNA*, (February 7, 2016.)

交易额において圧倒的な比率を占めてきた開城（ケソン）工業団地の操業を停止することを決断した。開城工業団地の操業停止は南北交易が事実上、全面的に遮断されたことを意味した⁽⁶⁾。これに激憤した金正恩指導部は対抗措置として開城における韓国側の資産を没収すると警告した⁽⁷⁾。

この間、安倍内閣も独自制裁の一層の強化を目指した。その骨子は幾つかの措置からなる。まず、日朝間での人の往来を厳しく制限する。次に、人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮向けの支払を原則的に禁ずる。続いて、総ての北朝鮮船舶の入港を禁ずるだけでなく北朝鮮へ寄港した第三国籍の船舶の入港を禁ずる。さらに資産凍結の対象となる団体や個人を一層増加させるなどであった⁽⁸⁾。

安保理事会決議2270の採択

他方、1月6日の第4回核実験と2月7日の長距離弾道ミサイル発射実験など度重なる軍事挑発には中国やロシアも真剣にならざるをえなかった。中国は厳格な経済制裁を科すことを逡巡したが、2月下旬に中国が譲歩する形でようやく安保理事会決議が採択される道筋が開けた。これにより3月2日に北朝鮮に対する経済制裁を著しく強化する内容を盛り込んだ安保理事会決議2270が全会一致で採択される運びとなった⁽⁹⁾。

(6) 開城工業団地の操業停止について、「＜開城工団全面中断＞韓国統一部長官「これからすべての事態は北朝鮮の責任」」『中央日報』（2016年2月12日）。「金正恩の急所をついた朴槿恵」『中央日報』（2016年2月12日）。

(7) この点について、“CPRK Warns S. Korean Authorities of Most Serious Consequences of Total Suspension of Operation in KIZ,” *KCNA*, (February 11, 2016.)

(8) わが国の独自制裁について、「我が国独自の対北朝鮮措置について」外務省（2016年2月10日）。

(9) 安保理事会決議2270について、United Nations S/RES/2270 (2016) Security Council, (March 2, 2016.) Resolution 2270 (2016) Adopted by the Security Council at its 7638th meeting, on 2 March 2016.; Security Council Imposes Fresh Sanctions on Democratic People’s Republic of Korea, Unanimously Adopting Resolution 2270,” Security Council, (March 2, 2016.); and Arms

決議の骨子は以下の通りである。

- ・北朝鮮に出入する総ての貨物に対し各加盟国が自国の港や空港において検査することを義務化する。
- ・北朝鮮との総ての兵器取引を禁止する。
- ・民生目的を除き、北朝鮮からの石炭や鉱物資源の輸入を禁止する。
- ・北朝鮮への航空用燃料の輸出を禁止する。
- ・これまでの安保理事会決議に対する違反が疑われる総ての船舶が寄港することを禁止する。
- ・違法行為に関与した疑義のある北朝鮮の外交官などを追放する。
- ・北朝鮮の銀行の支店の開設を禁止するなどを通じ金融取引を厳しく取り締まる。
- ・渡航禁止や資産凍結の対象となる個人や組織を拡大する。

安保理事会決議2270はそれまで採択された諸決議とは一線を画する内容を含むものであった。同決議の力点は兵器取引や金融取引の禁止の強化に加え、民生目的を除いた北朝鮮からの鉱物資源の輸入の禁止に置かれた。石炭や鉄鉱石は中国に対する北朝鮮の主要な輸出品目である⁽¹⁰⁾。さらに航空機燃料の供給を禁止した。しかも北朝鮮へ出入する総ての貨物の検査を加盟国の自国の港や空港で行うことを義務化することにより、加盟国による制裁実施は少なくとも文言上は強制的なものになった。これまでの安保理事会決議にみられた抜け穴はかなり塞がれたことになる。

米中の反応の齟齬

パワー（Samantha Power）米国連大使は「・・・今日、これまで国連の歴史を通じ発動されたことのない各種の制裁を含み、安保理事会が過去20

Control Association, “UN Security Council Resolutions on North Korea: FACT SHEETS & BRIEFS,” (Updated: March 2016.)

(10) この点について、「2015 年度 最近の北朝鮮経済に関する調査」日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部，委託先：東アジア貿易研究会（2016年3月）128-130頁。

年以上において科した最も強固な制裁となる新決議を全会一致で採択した。」⁽¹¹⁾と同決議を褒め称えた。他方、劉結一（リウ・ジェイー）中国国連大使は同決議の採択に当たり、「・・・この決議は朝鮮によるさらなる核・ミサイル開発に反対し、国際的な核不拡散体制を維持する国際社会の厳粛な態度を表明し、対話と協議を通じて朝鮮半島核問題を解決し、6ヵ国協議の再開および2005年9月19日の共同声明の約束を支持することを重ねて表明し、朝鮮半島核問題の平和的方法による解決に力を添えた」と表明した⁽¹²⁾。これに対し、厳しい内容の決議を突き付けられた金正恩指導部は決議2270の採択に激しく反発し、同決議を断固拒絶するとの姿勢を示した⁽¹³⁾。

経済制裁措置における中国の履行問題

決議2270が2006年以降安保理事会で採択された諸決議に比較して強化されたことには疑問がなかったものの、決議2270は実効性を挙げたであろうか。経済制裁の実効性は制裁を科す側の加盟国、とりわけ北朝鮮と貿易関係のある国の履行意思に負うところが大である。北朝鮮が貿易総額の7割から9割近くを中国との貿易に依存している現実を踏まえると、特に重要であるのは中国である⁽¹⁴⁾。圧倒的比率を占める中朝間の貿易規模を踏まえ、経済制裁が実効性を持ちえるかどうかは中国指導部の判断と履行に掛かる

(11) パワー国連大使の声明について, “Remarks by Ambassador Samantha Power, Ambassador Motohide Yoshikawa, and Ambassador Oh Joon, at the Security Council Stakeout Following the Adoption of Resolution 2270 on DPRK Sanctions,” United States Mission to the United Nations, (March 2, 2016.)

(12) 劉結一大使の声明について, 「国連安保理の対朝決議採択について中国の国連大使が姿勢表明」『人民網』(2016年3月3日)。

(13) 同決議の拒絶を伝える報道について, “DPRK Foreign Ministry Spokesman Rejects UNSC “Resolution on Sanctions”” *KCNA*, (March 4, 2016); and “DPRK Govt. Spokesman Clarifies Its Stand to Resolutely Counter UN “Resolution on Sanctions,”” *KCNA*, (March 4, 2016.)

(14) この点について, 「[スカナー] 北制裁 抜け穴多く 日本、乏しい追加策」『読売新聞』(2016年9月11日)。

と言える。

決議2270に従い、中国は北朝鮮の貨物が出入する寄港地において検査を厳格に履行したであろうか。北朝鮮の最大の輸出品目である石炭や鉄鉱石などの輸入を中国は禁止したであろうか。航空機燃料の輸出を中国が控えたであろうか。もし中国指導部が真摯に決議を履行したとすれば、北朝鮮経済に対し重大な跳ね返りをもたらすことになりかねなかった。

同決議が採択された当初、中国も決議の履行に動いた。北朝鮮からの石炭や鉄鉱石の輸入を中国は断った結果、中朝貿易はしばらくの間は収縮に向かった。これに対し、貴重な過去遺産と伝統を根こそぎ台無しにしてしまった代価は何ものによっても補償することはできないと、中国への不満と憤りを金正恩指導部が露にするという一幕もあった⁽¹⁵⁾。ところがその後、中国は北朝鮮への経済制裁を徐々に緩和したとみられる。中朝貿易は8月に再び急増したとされる⁽¹⁶⁾。決議2270には北朝鮮の石炭や鉄鉱石の禁輸に関して、民生用であれば制裁対象から除外されるとの例外条項が含まれた。そうした例外条項を盾に中国は北朝鮮から石炭や鉄鉱石の輸入を続けたと目される。中国が決議2270の履行を緩めたことは決議2270の実効性を事実上、骨抜きにしてしまった。

しかも、中国だけでなく他の多くの加盟国の姿勢も曖昧かつ不透明であった。決議2270により各加盟国は北朝鮮の貨物の監視が義務化されたにもかかわらず、実際には遵守されていないのが現実である。安保理事会の北朝鮮経済制裁委員会報告で指摘された通り、北朝鮮は決議2270の盲点を突くかのように、外国に部品を輸出したり、外国から部品を調達している。同決議の採択から半年以上経っても、北朝鮮経済が枯渇していることを示す兆候は表れなかった。

(15) 中国への金指導部の不満表明について、“Nobody Can Block DPRK’s Advance: Its NDC Spokesman,” *KCNA*, (April 3, 2016.)

(16) この点について、朴斗鎮「北朝鮮の核除去で新たな対応を見せはじめた米国」コリア国際研究所（2016年10月5日）。

第5回核実験と米中の反応の違い

そこにもってきて強行されたのが2016年9月9日の第5回核実験であった。『朝鮮中央通信』は「朝鮮民主主義人民共和国は核弾頭爆発実験に成功」という表題を掲げ、小型化、軽量化、弾頭化の技術革新に成功したことを朝鮮核研究所が宣言したと伝えた⁽¹⁷⁾。

これに対し、パワー米国連大使は9月9日の第5回核実験に際し厳しく北朝鮮を非難した。「核攻撃の脅威の下で東アジア地域と世界を人質にすることができるように、北朝鮮は核兵器とその運搬手段を完成させようとしている。・我々はその違法かつ危険な活動に対し結果がついて回ることを証明するために新たな制裁を含む追加的な重要な対策を北朝鮮に講ずるであろう」とパワーは言明した⁽¹⁸⁾。他方、劉結一中国国連大使は同日、「我々は核実験に反対し、朝鮮半島の非核化を確保するためにこれまで以上に協力し合うことが緊急であると信じる・すべての側は状況を悪化させかねない挑発や行動をお互いに控えるべきである。」⁽¹⁹⁾中国指導部の曖昧かつ不透明な姿勢は同核実験を強く非難した一方、関係諸国に対しお互いに挑発しあわないことを求めた対応にも看守された。

こうした中国国連大使の姿勢は8月22日から9月2日まで「乙支（ウルチ）フリーダムガーディアン（Ulchi-Freedom Guardian）」という呼称の下で実施された米韓合同軍事演習が金正恩指導部を激しく挑発した結果、これに対し激怒した金指導部が対抗措置として核実験を強行したかのようになり、米韓側を暗に批判した内容とも受け取れる内容であった⁽²⁰⁾。中国側の

(17) 第5回核実験を伝える『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK Succeeds in Nuclear Warhead Explosion Test,” *KCNA*, (September 9, 2016.)

(18) パワー大使の発言について、“U.S., France, Britain urge new U.N. sanctions on North Korea,” *Reuters*, (September 9, 2016.)

(19) 劉結一大使の発言について、“UN to begin work on new North Korea sanctions after nuclear test,” *Telegraph News*, (September 10, 2016.)

(20) 同演習について、「韓米、シミュレーション訓練で北朝鮮指揮部を壊滅」『中央日報』（2016年9月7日）。

批判が必ずしも見当外れであった訳ではないとは言え、米韓合同軍事演習を終了しても、金正恩指導部の軍事挑発が終わるわけではなかった。第5回核実験などの軍事挑発は米韓軍事演習をむしろ大義名分にしたと言えよう。

安保理事会決議2321の採択

紆余曲折の末、11月30日に安保理事会において決議2321が全会一致で採択された⁽²¹⁾。第5回核実験から3ヵ月近く要したことになる。同決議は9月9日に核実験を強行したことを非難し、北朝鮮に対し核兵器及び弾道ミサイル開発計画の放棄を要求し、その上で北朝鮮に対する経済制裁措置の履行を決定した。

決議2321は3月3日に採択された決議2270を強化することに重点を置いた。同決議の主な骨子は以下の通りである。

- ・北朝鮮の主な輸出品目である石炭に対し、年間約4億ドルあるいは750万トンの制限を科す。ただし、民生用についてはこの限りではない。
- ・北朝鮮の銀、銅、ニッケル、亜鉛などの主な鉱物の輸出を禁止する。
- ・北朝鮮が所有・運航する船舶の登録を抹消する。
- ・外国で北朝鮮が有する銀行口座の数を減らす。

上述の通り、決議の力点は北朝鮮の最大の輸出品目である石炭の輸出に4億ドルあるいは750万トンの上限を科すことにより北朝鮮への資金の流れを絶つことにある。4億ドルというのは2015年の石炭輸出金額の38%に相当するとされる。加えて、銀、銅、ニッケル、亜鉛などの鉱物の輸出を禁じる。北朝鮮が被りかねない被害額は最大で年間9億ドルに達するとみ

(21) 安保理事会決議2321について、United Nations S/RES/2321 (2016) Security Council, (November 30, 2016); and Security Council Strengthens Sanctions on Democratic Republic of Korea, Unanimously Adopting Resolution 2321 (2016), SC/12603, (November 30, 2016.)

られる²²⁾。

米中の反応の乖離

安保理事会決議2321の採択に際しパワー大使は決議2321が決議2270を強化したものであると力説した。パワーによると、「・・・新制裁決議が全会一致で採択されたことは、この危険かつ不安定化させる道を北朝鮮が追求する限り、安保理事会は責任を有する者達により厳しい結果を科すことを示すものである。3月に安保理事会はこれまでで最も厳しい制裁を北朝鮮に科した。しかし北朝鮮は核技術を前進させるよう決意しているようである。・・・今日の決議はこれらの違法な計画を体系的に追跡するものである。」²³⁾これに対し、劉結一大使は従前の姿勢に終始した。同大使は「中国側は関係各国が安保理決議の規定をしっかりと、全面的に履行するよう促す・・・」と力説した反面、「・・・決議は、関連する措置は朝鮮の人道、民生に不利な結果をもたらすものではなく、正常な経済・貿易活動に悪影響をもたらすものではない」と半ば相反する内容であった²⁴⁾。こうした声明からは確固たる経済制裁措置を履行するとの中国指導部の意思が伝わってこない。

中国の経済制裁履行問題

3月2日採択の安保理事会決議2270がなかなか期待された効果を挙げられなかった事由は加盟国による決議の履行が不十分であったことによる。

(22) この点について、「【社説】国連安保理の対北朝鮮決議の成敗、中国にかかっている」『中央日報』（2016年12月2日）。

(23) パワー大使の声明について、“Explanation of Vote at the Adoption of UN Security Council Resolution 2321 on Sanctions on the Democratic People’s Republic of Korea,” Ambassador Samantha Power, U.S. Mission to the United Nations, (November 30, 2016.)

(24) 中国大使の発言について、「国連安保理、対朝関連決議を再び採択」『人民網』（2016年12月1日）。

中朝貿易が北朝鮮の全貿易額に占める圧倒的規模に照らし、その最大の責任が中国にあることは疑う余地がない。北朝鮮から石炭や鉄鉱石の輸入を禁止した決議2270の履行においても、中国が民生目的という例外事項の名の下で北朝鮮から石炭や鉄鉱石を大量に購入した経緯がある²⁵⁾。決議2321の採択に際しても、国連中国大使が民生目的の名の下で例外的に行動をとる可能性に言及したことはまたして同様なことが起きかねないことを示唆している。また習近平（シー・チンピン）中国指導部が決議の履行に前向きであったとしても、北朝鮮と隣接する中国の地方当局が決議履行についての中央当局の指示を遵守しないことも考えられる。

北朝鮮への中国の原油の輸出問題

さらに重大なのは北朝鮮が消費する原油のほとんど総てを占めると言われる中国産の原油輸出の問題である²⁶⁾。原油は北朝鮮国内で精製され、精製燃料は朝鮮人民軍に優先的に供給される。これが朝鮮人民軍の活動を支えてきたことは明らかである。もしも中国が原油供給を停止、あるいは大幅に削減するという決断を行えば、朝鮮人民軍は一気に深刻な燃料不足に見舞われかねない。この結果、朝鮮人民軍の日々の活動さえ立ち行かなくなることは明らかであろう。また工場の稼働率が一気に下がり、多くの工場は稼働停止に追い込まれることが予想される。そうなれば、北朝鮮国民の生活はさらに窮乏化せざるをえない。

原油供給の停止を中国指導部が決断すれば、遠からずして北朝鮮経済は枯渇しかねない。これにより、金正恩指導部は遅かれ早かれ窮地に追い込まれかねない。この意味で、金正恩体制の存続の鍵を中国が握っていると

25) この点について、「【社説】国連安保理の対北朝鮮決議の成敗、中国にかかっている」前掲。

26) 中国産原油への北朝鮮の著しい依存の実態について、“Few Expect China to Punish North Korea for Latest Nuclear Test,” *New York Times*, (September 11, 2016); and Jayshree Bajoria, “The China-North Korea Relationship,” CRF, (Updated: July 21, 2009.)

断言することは必ずしも誇張された表現ではない。原油供給の停止により金正恩指導部は大幅な譲歩を迫られるのではないかとみることができよう。そうした状況の下で、金正恩指導部は再び6ヵ国協議の場に戻ることを決断するであろうか。同協議への北朝鮮の復帰は中国指導部だけでなく協議の他の参加国にとって望ましい展望であるとは言え、必ずしもそうなるとは限らない。その反対に金正恩指導部が一層強硬な姿勢に転じる可能性がないわけではない。

実際に原油の供給停止や大幅な削減は予見不可能な事態を引き起こしかねないと習近平指導部が危惧していると考えられる。習近平指導部が経済制裁の厳格な履行を逡巡する事由は、もしも中国が厳格な経済制裁措置を実施しこれに伴い北朝鮮経済が著しく枯渇するような事態が予測されれば、金正恩が引き下がるという可能性よりも、逆の可能性が起りかねないと憂慮していることによると推察される。

金正恩体制の存立が動揺することがあれば、金正恩が一層冒険的な行動に打って出たり、北朝鮮国民の生活が一層困窮することがあれば、膨大な数に上る人々が中国との国境に殺到することが現実にかかるのではないのか。これに続き、自暴自棄となった金正恩が韓国に対する大規模な軍事行動を決断するようなことがあれば、最悪とも言える展望が現実化しかねない⁽²⁷⁾。韓国の大統領府のあるソウルの青瓦台（チョンワデ）に狙いを絞り空前規模の砲撃を繰り返しながら、膨大な数に上る朝鮮人民軍の機甲部隊が軍事境界線を突破し、韓国領内に雪崩れ込みかねない。これに対し、米韓連合軍が猛反攻に転ずることが予想される。そうなれば、米軍の軍事介入は現実のものとなりかねない。そうしたことが現実になれば、中国指導部としても軍事介入を真剣に検討せざるをえない。そうした事態は習近平指導部にとって悪夢の展望であり、何としても回避したい事態である。この結果、鍵を握るとされる中国指導部は実際に経済制裁の履行を手加減せざる

(27) こうした展望について、前掲書『北朝鮮「終りの始まり」2001-2015』486-487頁。

をえなくなるのである。

統計上の操作？

度重なる軍事挑発に対し不満を持つ中国指導部が原油供給を多少縮小することはあっても、停止することはないとみられる。このことは中国が近年、曖昧な貿易統計を発表してきたことにも標される。貿易統計によれば、2014年以降中国から北朝鮮へ供給された原油の量は文字通り、ゼロである²⁸⁾。もしその通りであるのであれば、中国は北朝鮮への原油輸出を遮断していることになる。しかし、現実には北朝鮮において原油が枯渇しているようにはみえない。実際には毎年50万トンもの原油が中国から北朝鮮に供給されているとみられる²⁹⁾。このことは北朝鮮への中国の原油輸出は統計から除外されており、中国が統計上、数字を操作していることを推測させる。こうしたことを踏まえると、中国の履行意思が改めて問われることになる。表向きは金正恩指導部の核兵器及び弾道ミサイル開発を厳しく批難し、日・米・韓と意見を共有しながらも、肝心なところで中国指導部は後ずさりするのである。

結語

安保理事会決議2270に続き決議2321が採択されたことは評価される一方、重要な課題が制裁の履行にあることは疑う余地はない。すなわち、決議通りに加盟国が制裁を履行に移さないのであれば、その効果は期待薄である。決議の履行において最大の鍵を握っているのは間違いなく中国である。中国指導部にとってみれば、金正恩が好ましい指導者であるか否かというのは二の次の問題である。中国指導部が何よりも憂慮しているのは経済制裁の結果、北朝鮮の支配体制が動揺することであろう。この結果、中国指導

²⁸⁾ この点について、前掲「2015年度 北朝鮮の経済に関する調査」126頁。

²⁹⁾ この点について、前掲「[スキャナー] 北制裁 抜け穴多く 日本、乏しい追加策」。

部は制裁の履行に消極的である。2016年を通じ明らかになったことは、中国が安保理事会決議を真摯に履行するかどうかについて過度な期待を持つべきではないという現実である。したがって、日・米・韓は厳然とした現実を踏まえ、対応を模索しなければならないのである。

追捕

2017年2月18日に中国政府は北朝鮮からの石炭輸入を2月19日から年末まで停止すると公表した⁽³⁰⁾。安保理事会決議2321は北朝鮮の石炭輸出の上限を一年当たり4億ドルあるいは750万トンに限定すると定めた。中国の発表はこれに従った措置と考えられる。このことは、2月12日に金正恩指導部が新型の弾道ミサイルの発射実験を強行したことに加え、2月13日に金正男（キム・ジョンナム）氏を殺害したと推測されることに対する対抗措置とみられる。今後の動向が注目される。

(30) 石炭輸入の停止について, “China Suspends All Coal Imports from North Korea,” *New York Times*, (February 18, 2017.)